

臨時株主総会

# 招集ご通知

## ○開催日時

2022年11月28日（月曜日）午後1時30分

（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください）

## ○開催場所

新潟市中央区川岸町3丁目18番地

新潟放送 本社 1階 ラジオ第1スタジオ

## 【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染防止の観点から、本臨時株主総会につきましては、できるだけ議決権行使書のご利用をお願いします。ご来場の場合は、マスク着用をお願いします。なお、体調がすぐれないと見受けられる方には、ご来場をお控えいただきますので、あらかじめご了承ください。

## 議決権行使書提出期限

2022年11月25日（金曜日）

午後5時まで

\*感染リスク低減のため、ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。

## ○目次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
参考資料	
2023年4月1日からの体制図	17

(証券コード 9408)

2022年11月10日

株 主 各 位

新潟市中央区川岸町3丁目18番地

株式会社新潟放送

代表取締役社長 佐藤 隆 夫

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき

2022年11月25日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月28日（月曜日）午後1時30分  
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください）
2. 場 所 新潟市中央区川岸町3丁目18番地  
新潟放送 本社 1階 ラジオ第1スタジオ
3. 会議の目的事項  
決 議 事 項  
第1号議案 吸収分割契約承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 積立金取崩しの件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ohbsn.com>) に掲載させていただきます。

## 株主様から事前のご質問

新型コロナウイルス感染防止の観点から外出を控えられる株主の皆様より、臨時株主総会への事前のご質問を、電子メールにて受け付けいたします。

ご質問のある株主様は、下記のアドレスに必要事項を記入し、お送りください。

**受付期間：**2022年11月10日（木曜日）～2022年11月21日（月曜日）

**必要事項：** お名前 議決権行使書に記載された株主番号

**メールアドレス：**bsn-soukai@bsn-niigata.co.jp

※お受けしたご質問で株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして臨時株主総会で取り上げさせていただく予定です。また、後日当社ウェブサイト IR情報で公表いたします。

※ご質問いただいた株主様のお名前を公表することはいたしません。

※なお、すべてのご質問にお答えできるわけではございませんのでご了承をお願いいたします。

※取り上げることができなかつたご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は昭和27年にラジオ放送を、昭和33年にテレビ放送を開始して以来、ラジオ・テレビを兼営する放送事業者として、娯楽番組や市民生活に必要な情報、ニュース報道などを新潟県民中心に提供してまいりました。また放送事業を中核としたBSNグループを形成し、地域社会や市民生活の安心と豊かさの向上に貢献できるよう邁進してまいりました。

近年、当社グループを取り巻く環境は大きな変化の渦の中にあり、さらに世界的な新型コロナウイルス感染症拡大で、従来の経験だけでは乗り切れない急激な環境変化が起きております。また、生活者のライフスタイルが変化し、デジタルサービスの利用が加速しております。放送、コンテンツ制作、IT、システム、ビルの施設保全を総合的に提供している当社グループは、地域の未来へ貢献し、かつグループとして成長するために、グループパーパスである「BSNグループは新潟の情報産業として地域に寄り添い、様々な課題を解決していくことを通して新潟の持続的な発展に貢献し続けます。」の実現に取り組み、「共創」をテーマに「グループ全体のデジタルトランスフォーメーション」を力強く推進しております。

当社は、2022年10月に開局70周年を迎えたことから、「だれもが、自らの選んだ道を、冒険していける社会へ」というビジョンのもと、「70の夢応援プロジェクト」を始めとした開局70周年記念事業を通じてコミュニケーションによる社会の課題解決に取り組んでおります。また、当社グループは、2021年度を初年度とする中期経営計画（2021年度～2023年度）を策定・公表し、①地域の未来戦略に寄与するビジネスを「パートナーシップ」と「デジタル」で創造する、②グループとしての総合的な事業提案を強化、③グループの経営基盤強化を重点項目として掲げ、新潟の持続的な発展に貢献し続けるために積極的な取り組みを続けております。

このような状況の中、急速な事業環境の変化に対応し、「新潟の情報産業を担う企業グループ」として、「デジタルで地域課題を解決する」ことを強化していくためには、グループガバナンスの強化を通じたグループ全体の最適化、迅速な意思決定を可能とする経営体制を実現する必要があると考え、認定放送持株会社制度を導入すべきとの判断に至りました。認定放送持株会社体制のもと、グループ経営管理と業務執行（放送事業）を分離することで持株会社がグループ全体の経営意思決定機関としての機能を持つことによる経営陣のグループ意識の醸成、グループ各社の連携による新規事業の創出と業務の効率化が可

能となり、グループ全体の長期的な成長と企業価値向上を目指してまいります。

認定放送持株会社体制への移行にあたっては、当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社100%出資の子会社である株式会社新潟放送分割準備会社（以下「本分割準備会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行います。

また、本吸収分割の効力発生日をもって、当社の商号を「株式会社BSNメディアホールディングス」に、本分割準備会社の商号を「株式会社新潟放送」にそれぞれ変更する予定です。（当社の商号変更については、第2号議案「定款一部変更の件」においてご承認をお願いしているものであります。）

本議案は、本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）のご承認をお願いするものであります。（2022年10月28日に契約内容の変更を目的として、吸収分割契約書に係る覚書を締結いたしました。詳細は、吸収分割契約書に係る覚書（写）をご参照ください。）

なお、本吸収分割の効力が発生するのは、本吸収分割契約の内容の概要に記載のとおり、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等、本分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等、並びに当社及び本分割準備会社において本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られていることなどを条件といたします。

## 2. 本吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

### 吸収分割契約書（写）

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2022年10月7日付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

#### 第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社新潟放送（ただし、2023年4月1日付で「株式会社BSNメディアホールディングス」に商号変更予定）

住所：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社新潟放送分割準備会社（ただし、2023年4月1日付で「株式会社新潟放送」に商号変更予定）

住所：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地

#### 第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき、関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、承継対象権利義務を本吸収分割に際して承継させるものとする。
2. 甲から乙への本吸収分割による債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,800株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり割当交付する。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日における承継対象事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金の額 金 100,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金 25,000,000円
- (3) 利益準備金の額 金 0円

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第8条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割にかかわらず、効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

#### 第9条（前提条件）

効力の発生は、以下に定める全ての条件が充足されていることを前提条件とする。

- (1) 第7条第1項に定める甲の株主総会及び同条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議が得られていること
- (2) 甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等、乙が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等、並びに、甲及び乙において本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られていること

#### 第10条（条件の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約に関する疑義については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年10月7日

甲：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地  
株式会社新潟放送  
代表取締役社長 佐藤 隆夫 印

乙：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地  
株式会社新潟放送分割準備会社  
代表取締役社長 佐藤 隆夫 印

(別紙)

## 承継権利義務明細表

### 1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。ただし、以下のものを除く。

- (1) 現金及び預金（ただし、現金及び預金10億円を控除した金額とする。）
- (2) 本社（所在地：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地）の土地
- (3) 古町ルフル（所在地：新潟県新潟市中央区古町通7番町1010）の前払費用、土地、建物、建物附属設備及びこれに付随する有形・無形固定資産
- (4) 土地（所在地：新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1168-1、栃木県那須郡那須町大字湯本213-1717）
- (5) 関係会社株式（ただし、株式会社サンビデオ映像を除く。）及び投資有価証券（ただし、取引先持株会（サトウ食品持株会、ブルボン柏湧会）で所有するサトウ食品株式、ブルボン株式を除く。）
- (6) 甲が保有する全ての株式に係る本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (7) 受取手形、売掛金、未収入金、長期貸付金
- (8) 上記資産に係る繰延税金資産

### 2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。ただし、以下のものを除く。

- (1) 未払代理店手数料
- (2) 未払金
- (3) 設備関係未払金
- (4) 未払法人税等
- (5) 未払事業所税
- (6) 未払消費税等
- (7) 古町ルフルの前受金、預り保証金
- (8) 預り金（ただし、源泉税に係るものに限る。）
- (9) 長期未払金
- (10) 上記債務に係る繰延税金負債

### 3. 承継の対象となる労働契約等

#### (1) 雇用契約

効力発生日の直前において、甲に在籍しているすべての従業員（出向者を含む。）に係る労働契約上の地位、及び当該契約に基づき発生する権利義務の一切。

#### 4. 承継の対象となるその他の権利義務等

##### (1) 知的財産権

承継対象事業に属する特許、実用新案権、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産。

##### (2) 雇用契約以外の契約

効力発生日の直前において甲が締結している承継対象事業に係る一切の契約。ただし、以下のもの、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了しなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

- ① 会計監査人との間で締結した監査契約及びこれに付帯又は関連する契約
- ② 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約及びこれに付帯又は関連する契約
- ③ 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- ④ 証券会社との間で締結した一切の契約及びこれに付帯又は関連する契約（ただし、上場株式の取引等に係る契約、「株式会社新潟放送（担保口）口座」に係る契約及びこれらに付帯又は関連する契約を除く。）
- ⑤ 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及びこれに付帯又は関連する契約
- ⑥ 甲の役員を対象とする役員等賠償責任保険その他保険に関する契約及びこれに付帯又は関連する契約
- ⑦ 古町ルフルの建物に係る契約
- ⑧ 新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1168-1の土地に係る契約
- ⑨ 甲のグループ経営管理事業に係る契約

##### (3) 許認可等

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

#### 5. 承継の対象となる権利義務の変更

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、承継対象事業を乙に承継するために必要となった場合、承継対象事業の承継によって甲又は乙のいずれかに想定外の出捐その他業務運営上の支障を生じることが判明した場合には、必要に応じて甲乙間で協議・合意の上、本別紙「承継権利義務明細表」の内容を変更することができる。

以 上

## 吸収分割契約書に係る覚書（写）

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した2022年10月7日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

### 第1条（本吸収分割により増加する乙の資本金の変更）

甲及び乙は、原契約第5条に規定する、本吸収分割により増加する乙の資本金を、次のとおり変更する（下線は変更箇所）。

変更前 (1)資本金の額 金 100,000,000円

変更後 (1)資本金の額 金 90,000,000円

### 第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

### 第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上、定める。

### 第4条（効力発生日）

本覚書は、2022年10月28日より効力が発生するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年10月28日

甲： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地  
株式会社新潟放送  
代表取締役社長 佐藤 隆夫 印

乙： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地  
株式会社新潟放送分割準備会社  
代表取締役社長 佐藤 隆夫 印

### 3. 本分割準備会社が当社に交付する株式の数並びに本分割準備会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

#### (1) 株式の数の相当性

本分割準備会社は、本吸収分割に際して普通株式1,800株を発行し、これを全て当社に割当交付いたします。当社は本分割準備会社の発行株式の全てを保有しており、また、本吸収分割に際して本分割準備会社が発行する全ての株式が当社に割当交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、両社協議の上、当社に対して交付される本分割準備会社の株式数を決定したものであり、相当であると判断しています。

なお、2022年10月末日現在、当社は本分割準備会社の普通株式200株を保有しており、本吸収分割により当社が保有する本分割準備会社の普通株式は2,000株となる予定です。

#### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

本吸収分割により増加する本分割準備会社の資本金及び準備金の額は、本吸収分割後の本分割準備会社の事業内容及び規模、当社から承継する権利義務等を勘案の上、会社計算規則に従い、以下のとおりとしており、その内容は相当であると判断しております。

|          |             |
|----------|-------------|
| ①資本金の額   | 90,000,000円 |
| ②資本準備金の額 | 25,000,000円 |
| ③利益準備金の額 | 0円          |

4. 本分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

本分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容は、次のとおりです。

貸借対照表

(2022年9月5日現在)

株式会社新潟放送分割準備会社

(単位：円)

| 科目     | 金額         | 科目      | 金額         |
|--------|------------|---------|------------|
| 資産の部   |            | 純資産の部   |            |
| 流動資産   | 10,000,000 | 株主資本    | 10,000,000 |
| 現金及び預金 | 10,000,000 | 資本金     | 10,000,000 |
| 資産合計   | 10,000,000 | 負債純資産合計 | 10,000,000 |

5. 本分割準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2023年4月1日を効力発生日として、認定放送持株会社に移行する予定です。これに伴い、定款第1条の変更及び第2条の変更、追加を行うものであります。

なお、当該定款変更につきましては、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が承認可決され、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます。）を得て、本吸収分割の効力が発生することを条件として、2023年4月1日をもって、変更の効力が生じるものとし、あわせて、その旨の附則を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                          | 第1章 総 則                                                                                                                                     |
| (商 号)<br>第1条 当社は、株式会社新潟放送と称し、英文では <u>BROADCASTING SYSTEM OF NIIGATA INCORPORATED</u> と表示する。<br>2. 当社は、BSN と略称する。 | (商 号)<br>第1条 当社は、株式会社BSNメディアホールディングスと称し、英文では <u>BSN MEDIA HOLDINGS, INC.</u> と表示する。<br><br>(削除)                                             |
| (目 的)<br>第2条 当社は、 <u>次の業務を営むこと</u> を目的とする。                                                                       | (目 的)<br>第2条 当社は、 <u>認定放送持株会社として、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u> を目的とする。 |

| 現行定款                                                                         | 変更案        |
|------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 放送法による基幹放送事業及び一般放送事業                                                      | 1. (現行どおり) |
| 2. 放送番組の企画、製作及び販売                                                            | 2. (現行どおり) |
| 3. 美術、音楽、スポーツ、映画、演劇、芸能、科学等各種催物の企画、製作、販売及び興行                                  | 3. (現行どおり) |
| 4. 出版物の企画、発行及び販売                                                             | 4. (現行どおり) |
| 5. 映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、製作、複製及び販売並びにこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供                   | 5. (現行どおり) |
| 6. 放送・通信を利用した商品販売の企画並びにこれに関連した商品の販売及びその斡旋                                    | 6. (現行どおり) |
| 7. 著作権の利用開発、取得、譲渡及び使用許諾                                                      | 7. (現行どおり) |
| 8. 放送に関わる著作物及び標章等を複製使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、ディスク及び飲食物の販売 | 8. (現行どおり) |

| 現行定款                                                  | 変更案                                      |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 9. インターネットによる情報提供サービス・支援及び電子商取引                       | 9. (現行どおり)                               |
| 10. 各種催物及び興行の出演者、タレントの斡旋                              | 10. (現行どおり)                              |
| 11. コンピュータに関するソフトウェアの開発、販売並びにコンピュータによる情報処理、情報提供に関する業務 | 11. (現行どおり)                              |
| 12. コンピュータ及びその関連機器の販売                                 | 12. (現行どおり)                              |
| 13. 不動産の賃貸及び管理業務                                      | 13. (現行どおり)                              |
| 14. ホテル、レストラン、駐車場の経営、運営管理<br>(新設)                     | 14. (現行どおり)                              |
|                                                       | 15. <u>ブランディング戦略に関わるコンサルティング・コンテンツ制作</u> |
|                                                       | 16. <u>テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等広告代理店業務</u> |
|                                                       | 17. <u>労働者派遣業務</u>                       |
|                                                       | 18. <u>保険代理店業務</u>                       |
|                                                       | 19. <u>一般電気製品・記憶媒体・その他一般日用品の販売</u>       |

| 現行定款                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>15. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>第3条~第45条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>20. <u>特殊電気機器・放送設備機器・機械の販売、仲介に関する業務</u></p> <p>21. <u>放送・無線・通信設備の運転操作・保守点検・設計・施工業務</u></p> <p>22. <u>建物設備の電気工事・管工事・消防設備工事・電気通信工事の設計施工に関する業務</u></p> <p>23. (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、前項各号の事業又はそれらに付帯関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条~第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p>第2条 <u>定款第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、当会社と株式会社新潟放送分割準備会社との間の吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日をもって効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、前項の効力発生をもって削除する。</u></p> |

### 第3号議案 積立金取崩しの件

当社は、その他利益剰余金の中で放送設備更新積立金と社屋改修積立金を放送事業用に積み立てておりますが、認定放送持株会社への移行に伴い、これを取崩し、繰越利益剰余金に振り替えたく、ご承認をお願いするものです。

(1) 減少する利益剰余金の項目及びその額

放送設備更新積立金 2,300,000,000円

社屋改修積立金 1,000,000,000円

(2) 増加する利益剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,300,000,000円

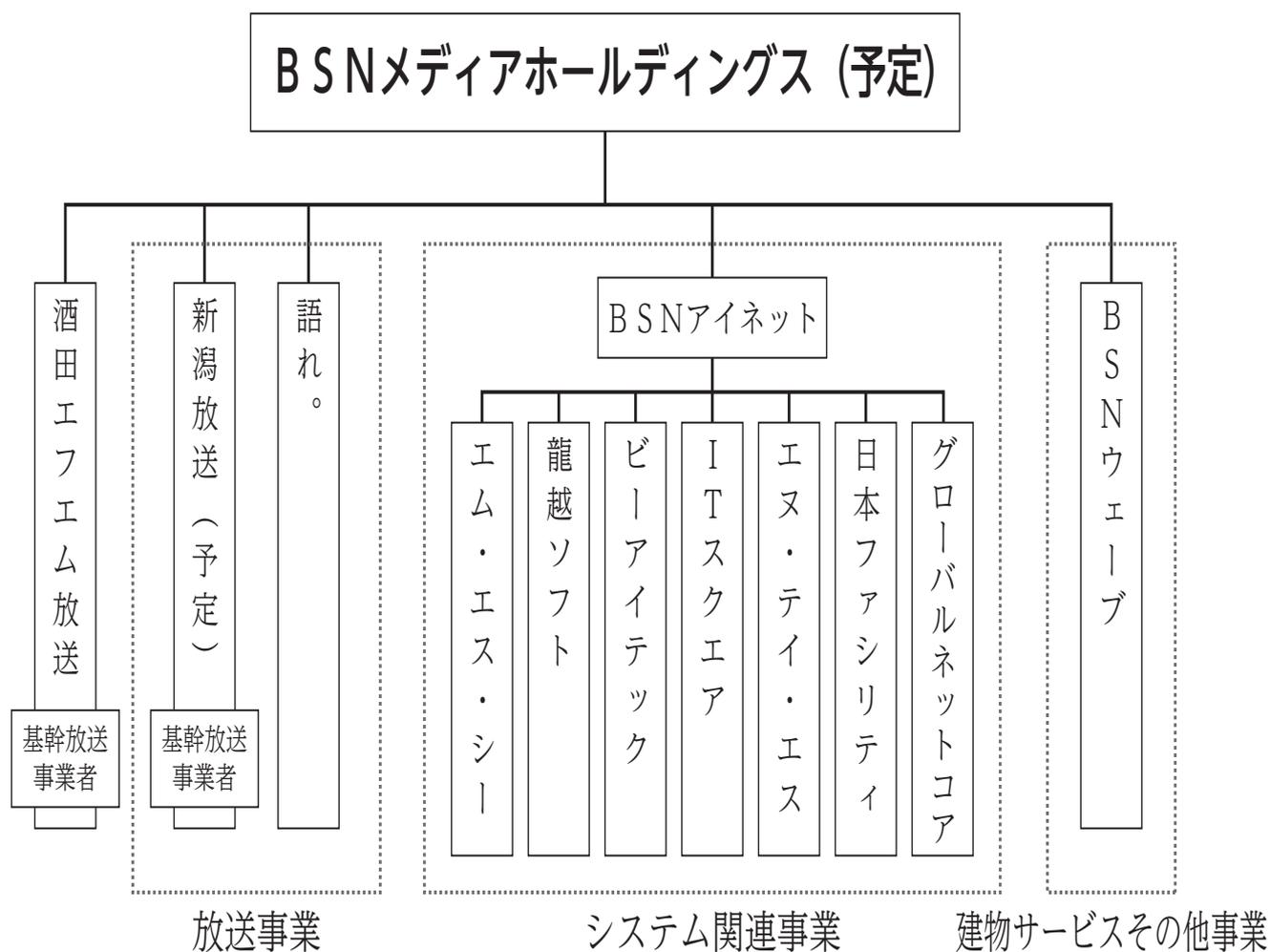
(3) 効力発生日

第1号議案及び第2号議案の承認及び関係官庁の許認可等を条件とし、2023年3月31日までに実施いたします。

(4) 業績に与える影響

本件による業績への影響はありません。

以 上



- ※ 2023年4月1日を効力発生日とし、(株)新潟放送分割準備会社へ放送事業(テレビ・ラジオ)を吸収分割し、当社を認定放送持株会社((株)BSNメディアホールディングスに商号変更)とする予定です。
- ※ 2023年4月1日に(株)新潟放送分割準備会社は(株)新潟放送に商号変更する予定です。
- ※ 2022年7月に酒田エフエム放送(株)(本社:山形県酒田市)の株式を一部取得しました。

# 株主総会会場ご案内略図

【会 場】 株式会社新潟放送 本社 1階 ラジオ第1スタジオ  
新潟市中央区川岸町3丁目18番地 ☎ (025) 267-4111



新潟駅（上越新幹線）からタクシー…約15分  
白山駅（JR越後線）南口から…徒歩約5分  
バス停（新潟交通）BSN前から…徒歩約1分

- \* ご出席株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
- \* 駐車場には限りがございますので、ご来場の際にはできるだけ公共交通機関をご利用ください。